

大気汚染防止法に基づくばい煙測定に関する調査結果について

記者各位

当社(社長:木村 康)は、国内のグループ製造拠点における大気汚染防止法に基づくばい煙測定に関する調査を行いましたので、その結果を、下記のとおりご報告いたします。

本年2月、当社水島製油所およびグループ会社である和歌山石油精製株式会社海南工場において、大気汚染防止法に基づくばいじん濃度測定が一部施設において未実施であることが発覚しました。

当社グループにおける法令違反、並びにその事実を把握できていなかったことにつきまして、地域の皆様をはじめ関係する多くの皆様方に対して、改めましてお詫び申し上げます。

この事態を受け当社は、国内のグループ製造拠点の全て(16事業所)において、ばいじん濃度測定のみならず、大気汚染防止法に基づく他の測定項目(SO_x、NO_x)も含めたばい煙測定に関しての総点検を行ってまいりました。

その結果、上述の水島製油所および和歌山石油精製株式会社海南工場における2件以外に、大気汚染防止法上問題となるものはありませんでした。

今後は、再発防止に向け、今般の法令違反の内容を盛り込んだ社員向け環境法令教育、各事業所の公害防止管理者による環境測定に関する年1回の監査、さらに各事業所の監査についての本社による年1回の監査を行うこととし、環境管理体制を更に強化するとともに法令遵守を徹底してまいります。

なお、本日、本調査結果および再発防止策等に関する報告書を、環境省へ提出いたしましたことを併せてご報告いたします。

記

1. 調査対象事業所(計16事業所)

(1) JX日鉱日石エネルギーの事業所(11事業所)

室蘭製油所、仙台製油所、根岸製油所、水島製油所、麻里布製油所、大分製油所、川崎製造所、横浜製造所、知多製造所、船川事業所、袖ヶ浦事業所

(2) グループ会社の事業所(5社の5事業所)

鹿島石油(株)鹿島製油所、大阪国際石油精製(株)大阪製油所、和歌山石油精製(株)海南工場、三共油化工業(株)、大同油脂(株)

2. 調査方法および調査体制

(1) 事業所における点検の実施

(2) 本社調査チームによる各所の現地調査(3月10日～11日、4月4日～12日)

3. 調査結果

上述の水島製油所および和歌山石油精製株式会社海南工場における2件以外に、大気汚染防止法上問題となるものはありませんでした。

4. 再発防止対策

(1) 教育

環境測定に関連する社員向けに、各事業所で環境法令に関する教育を年1回実施します。

(2) 公害防止管理者による監査

各事業所の公害防止管理者が、環境測定に関して年1回の監査を実施します。

(3) 本社による監査

本社による年1回の監査を実施し、各事業所の公害防止管理者による監査が適切に行われているか確認します。

<参考:これまでの経緯>

水島製油所 関連

2月4日	大気汚染防止法に基づくばいじん濃度測定の一部施設での未実施が発覚
2月23日	岡山県および倉敷市による立ち入り検査
3月10日	岡山県および倉敷市に改善計画書を提出

和歌山石油精製(株)海南工場 関連

2月21日	グループ事業所におけるばいじん濃度測定の実態調査により、一部施設での未実施が判明
3月3日	和歌山県による立ち入り検査

共通

2月28日	環境省より当社に対し「大気汚染防止法違反に係る警告書」が発出
4月26日	調査結果および再発防止策等に関する報告書を環境省へ提出

以上

本件に関するお問い合わせ先

広報部 広報グループ TEL:03-6275-5046